

平成 14 年 10 月期 第一級海上特殊無線技士 試験問題

法規 12問 } 24問 1時間
無線工学 12問

法規

[1] 船舶局を開設しようとする者は、総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）にどのようなことをしなければならないか、正しいものを次のうちから選べ。

1. その旨を報告する。
2. その旨を届け出る。
3. その旨を登録する。
4. その旨の免許申請をする。

[2] 次の文は、船舶に設置する無線航行のためのレーダーに関する無線設備規則の規定であるが、□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「その船舶の無線設備、羅針儀その他の設備であって重要なものの□に障害を与え、又は他の設備によってその運用が妨げられるおそれのないように設置されるものであること。」

1. 設備
2. 機能
3. 装置
4. 操作

[3] 無線従事者がその免許を取り消された場合、無線従事者の免許が与えられないことがあるのは、取消しの日からどれほどの期間か、正しいものを次のうちから選べ。

1. 6か月
2. 1年
3. 1年6か月
4. 2年

[4] 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認められるとき、その無線局について総務大臣がとることがある措置は、次のどれか。

1. 免許を取り消される。
2. 空中線の撤去を命ぜられる。
3. 臨時に電波の発射の停止を命ぜられる。
4. 周波数又は空中線電力の指定を変更される。

[5] 船舶局が緊急通信を行ったとき、電波法の規定により、免許人がしなければならない措置は、次のどれか。

1. 総務省令で定める手続により総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告する。
2. 速やかに所属海岸局に通知する。
3. 無線検査簿に記載する。
4. 適宜の方法により総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に届け出る。

[6] 次の文は、業務書類の備付けに関する電波法の規定であるが、□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「無線局には、正確な時計及び□、無線業務日誌その他総務省令で定める書類を備え付けておかなければならない。」

1. 免許状
2. 無線検査簿
3. 無線局免許申請書
4. 無線従事者免許証

法規

[7] 次の文は、秘密の保護に関する電波法の規定であるが、□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを□してはならない。」

1. 記録
2. 窃用
3. 放送
4. 公表

[8] 次の文は、無線局の運用に関する電波法の規定であるが、□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「海岸局又は船舶局は、他の船舶局から無線設備の機器の調整のための通信を求められたときは、□、これに応じなければならない。」

1. 支障のない限り
2. 責任者の許可を得て
3. 遭難通信を行っている場合を除き
4. 一切の通信を中止して

[9] 156.8MHzの周波数の電波が使用できるのは、次のどれか。

1. 操船援助のための通信を行う場合
2. 呼出し又は応答を行う場合
3. 電波の規正に関する通信を行う場合
4. 漁業通信を行う場合

[10] 無線局が相手局を呼び出そうとするときは、遭難通信等を行う場合を除き、一定の周波数によって聽守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならないが、この場合において聽守しなければならない周波数は、次のどれか。

1. 自局の発射しようとする電波の周波数その他必要と認める周波数
2. 自局に指定されているすべての周波数
3. 自局の付近にある無線局において使用する電波の周波数
4. 他の既に行われている通信に使用されている周波数であって、最も感度の良いもの

[11] 遭難通報を受信した船舶局は、直ちに誰にその通報を通知しなければならないか、次のうちから選べ。

1. 通信長
2. 機関長
3. 一等航海士
4. その船舶の責任者

[12] 無線通信規則の規定では、移動局の無線電話による遭難呼出しの際に使用する「MAYDAY」の送信回数は何回と定められているか、正しいものを次のうちから選べ。

1. 1回
2. 2回
3. 3回
4. 4回

平成14年10月期

第一級海上特殊無線技士「法規」試験問題解答及び採点基準

1 試験問題 12問

2 満点及び合格点 満点60点(1問5点) 合格点40点

3 解答

| 問題 | 解答 | 問題 | 解答 | 問題 | 解答 | 問題 | 解答 |
|-----|----|-----|----|-----|----|------|----|
| [1] | 4 | [4] | 3 | [7] | 2 | [10] | 1 |
| [2] | 2 | [5] | 1 | [8] | 1 | [11] | 4 |
| [3] | 4 | [6] | 2 | [9] | 2 | [12] | 3 |